

教職課程の履修等に関する規程〈運動栄養学科〉(平成29年度入学生用)「17番代」

第1条（趣旨） 仙台大学学則第33条の規程に基づき、教育職員免許状を取得する資格を得るための教職課程及びその履修方法、その他の必要事項については、この規程の定めるところによる。

第2条（免許状の取得資格、免許状の種類） 本学運動栄養学科の卒業の要件を満たし、かつ本規程に定める授業科目を履修し、所定の単位を修得した者は、下記のコースに応じて次の教育職員免許状を取得する資格を得ることができる。

（保体コース） 中学校教諭一種普通免許状（保健体育）

高等学校教諭一種普通免許状（保健体育）

（栄教コース） 栄養教諭二種普通免許状

第3条（中高一種免許状の教育課程及び履修方法） 中学校教諭一種普通免許状（保健体育）及び高等学校教諭一種普通免許状（保健体育）を取得する資格を得るための教育課程及びその履修方法は、別表第1の定めるところによる。

2（栄教二種免許状の教育課程及び履修方法） 栄養教諭二種普通免許状を取得する資格を得るための教育課程及び履修方法は、別表第2の定めるところによる。

第4条（教育実習） 教育実習及び栄養教育実習（事前事後指導を除く）は原則として、4年次で、かつ本学教職支援センター企画運営委員会において履修を認めた者を対象として行う。

なお、特別の事情がある者で、本学教職支援センター企画運営委員会がそれを認めた場合は、3年次において履修することができる。

2 教育実習等における教育実習校は、本学教職支援センター企画運営委員会が定める。

3 教育実習等に必要書類は、本学所定のものによる。教育実習に要する経費は学生の負担とする。

4 その他教育実習等についての詳細は、本学教職支援センター企画運営委員会が定める。

第5条（介護等体験） 中学校教諭一種普通免許状（保健体育）を取得する資格を得るためには、7日間の介護等体験を行わなければならない。但し、特別支援学校での教育実習又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めた受入施設での介護実習等を行い、その単位を修得した者は、介護等体験を要しない。

第6条（免許状の交付） 本規程の定めるところにより教育職員免許状の取得資格を得た者については、その者の申請に基づき、各都道府県教育委員会から当該免許状が交付される。

第7条（その他） その他必要事項については、本学教職支援センター企画運営委員会がこれを定める。

第8条（他規程の準用） 第3条に定める授業科目の履修手続き、試験及び成績等については、「仙台大学教育課程及び履修方法等に関する規程」〈運動栄養学科〉を準用する。

（附 則）

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

（附 則）

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、栄養教諭免許状を取得する資格を得る場合を除き、なお従前の例による。

（附 則）

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成19年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。

(附 則)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(附 則)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成22年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。

(附 則)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成23年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。

(附 則)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条「中学校・高等学校教諭」〈保健体育〉関係)

教職免許法施行規則 に定める科目区分		左記に対応する本学開講科目			備考 ※教育職員免許状取得のため の履修科目の必修・選択区分	注
		授 業 科 目 名	学年	必修	選択	
① 教 科 に 関 す る 科 目	(1) 体育実技	トレーニングの基礎	1	1		必修
		体操(含体づくり運動)	1	1		必修
		陸上競技	1		1	2科目以上選択必修
		水泳	1		1	
		器械運動	2		1	
		バレーボール	1		1	2科目以上選択必修
		バスケットボール	1		1	
		ハンドボール	1		1	
		レクリエーション実技Ⅰ	1		1	
		サッカー	2		1	
		ラグビー	2		1	
		テニス	3		1	
		バドミントン	4		1	
		ソフトボール	4		1	
		柔道	1		1	1科目以上選択必修
		剣道	1		1	
		ダンスⅠ	1		1	
		海浜実習	1		1	1科目以上選択必修
		スキーⅠ	1		1	
		キャンプ	1		1	
		スケート	1		1	
		新体操	2		1	選択
	(2) 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学(運動方法学を含む。)	体育原理	1		2	必修
		スポーツ経営学	1		2	必修
		スポーツ社会学	1	2		必修
		スポーツ心理学	1	2		必修
		スポーツ計量学	1		2	選択
		スポーツバイオメカニクス	2	2		必修
		スポーツ史	3		2	必修
		運動学(含運動方法学)	3		2	必修
		体力相談と運動処方	3		2	選択
	(3) 生理学(運動生理学を含む。)	解剖・生理学Ⅰ	1	2		必修
		スポーツ医学概論	1		2	必修
		運動生理学	2	2		必修
	(4) 衛生学及び公衆衛生学	衛生・公衆衛生学	2		2	必修
	(5) 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	学校保健学	3		2	必修
		運動障害救急法(含実習)	2		2	必修
		精神保健学	3		2	必修

教職免許法施行規則 に定める科目区分		左記に対応する本学開講科目				備 考 ※教育職員免許状取得のための 履修科目の必修・選択区分	注
		授 業 科 目 名	履修年次及び単位数				
			学年	必修	選択		
② 教 職 に 関 する 科 目	(1)教職の意義等に関する科目 2 単位	教職論 A	1		2	必修	○
	(2)教育の基礎理論に関する科目 6 単位	教育の基礎理論	2		2	必修	
	教育の心理	2		2	必修		
	教育の制度	2		2	必修		
	(3)教育課程及び指導法に関する科目 中学12単位 高校 6 単位	特別活動論	2		2	必修	○
	保健体育科教育論Ⅰ	2		2	必修	○	
	保健体育科教育論Ⅱ	3		2	必修		
	保健体育科教育論Ⅲ	3		2	必修		
	保健体育科教育論Ⅳ	3		2	選択		
	道徳教育論	3		2	中学のみ必修		
	教育課程論	3		2	必修		
	教育方法論	3		2	必修		
(4)生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 4 単位	教育相談	2		2	必修	○	
生徒指導論 A (含進路指導の理論及び方法)	3		2	必修			
(5)教育実習 中学 5 単位 高校 3 単位	教育実習Ⅰ	3・4		1	必修	○	
教育実習Ⅱ	3		2	} 中学は 4 単位選択必修 高校は 2 単位以上選択必修	○		
教育実習Ⅲ	4		2		○		
教育実習Ⅳ	4		4		○		
(6)教職実践演習 2 単位	教職実践演習（教諭）	4		2	必修	○	
③教科又は教職に関する科目		道徳教育論	3		2	高校のみ選択	○
		教職総合演習	3		2	選択	○
	中学 8 単位 高校16単位					「教科又は教職に関する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科に関する科目」若しくは「教職に関する科目」については、中学 8 単位、高校16単位以上修得	

※注—○印の授業科目はCAP制対象外科目

【必要単位数】

免許状の種類	基 礎 資 格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	合 計
中学校教諭一種普通免許状	学士の学位を有すること	20単位	31単位	8単位	59単位
高等学校教諭一種普通免許状	学士の学位を有すること	20単位	23単位	16単位	59単位

【特記】中学校・高等学校教諭一種普通（保健体育）免許状取得のためには、前記科目のほかに文部科学省令で定める科目として、次の1～4に挙げる科目を必ず履修しなければならない。

1. 日本国憲法2単位（本学開講科目：「日本国憲法」〈2年／2単位〉）
2. 体育2単位（前記の「教科に関する科目」の「体育実技」で履修した単位を充てる。）
3. 外国語コミュニケーション 2単位（本学開講科目：「総合英語A（含外国語コミュニケーション）」〈1年／1単位〉、「総合英語B（含外国語コミュニケーション）」〈2年／1単位〉、「総合英語C（含外国語コミュニケーション）」〈2年／1単位〉、「総合英語D（含外国語コミュニケーション）」〈3年／1単位〉）
4. 情報機器の操作2単位（本学開講科目：「情報処理」〈1年／2単位〉）

別表 第2（第3条の2「栄養教諭」関係）

教職免許法施行規則 に定める科目区分		左記に対応する本学開講科目				備 考 ※教育職員免許状取得のための 履修科目の必修・選択区分	注
		授 業 科 目 名	履修年次及び単位数				
			学年	必修	選択		
①栄養に係る教育に関する科目 <							

※注—○印の授業科目はCAP制対象外科目

【必要単位数】

免許状の種類	基 礎 資 格	大学において修得することを必要とする最低単位数		
		栄養に係る教育に関する科目	教職に関する科目	合 計
栄養教諭二種普通免許状	学士の学位を有すること かつ栄養士免許を有すること	2単位	24単位	26単位

【特記】 栄養教諭二種普通免許状取得のためには、前記科目のほかに文部科学省令で定める科目として、次の1～4に挙げる科目を必ず履修しなければならない。

1. 日本国憲法2単位（本学開講科目：「日本国憲法」〈2年／2単位〉）
2. 体育2単位は、専門基礎科目の「トレーニングの基礎」〈1年／1単位〉、「体操（含体づくり運動）」〈1年／1単位〉を充てる。
3. 外国語コミュニケーション 2単位（本学開講科目：「総合英語A（含外国語コミュニケーション）」〈1年／1単位〉、「総合英語B（含外国語コミュニケーション）」〈2年／1単位〉、「総合英語C（含外国語コミュニケーション）」〈2年／1単位〉、「総合英語D（含外国語コミュニケーション）」〈3年／1単位〉）
4. 情報機器の操作2単位（本学開講科目：「情報処理」〈1年／2単位〉）